

修正後整備法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること</u>。</p>	<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること</u>。</p>	<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前二項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>（新設）</u></p>

修正後整備法に伴う改正	改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項</p> <p>二十 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護及び自殺対策の推進に関する政策その他</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項</p> <p>二十 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護及び自殺対策の推進に関する政策その他</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する</p>

の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二七七の三（略）

二 二〇二七七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百二十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二 二〇二七七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関するものを除く。）。

二 二〇二七七の六 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二 二〇二七八〇四十一（略）

四十二 削除

の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二七七の三（略）

二 二〇二七七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百二十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二 二〇二七七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第七十条に規定する拠出金の徴収に関するものを除く。）。

二 二〇二七七の六 総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二 二〇二七八〇四十一（略）

四十二 削除

る政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇二七七の三（略）

（新設）

（新設）

（新設）

二 二〇二七八〇四十一（略）

四十二 少子化に対処するための施策の大綱

四十二丁六十三 (略)

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の四 第四条第一項第二十号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第五款 特別の機関

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定

四十二丁六十三 (略)

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の四 第四条第一項第二十号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第五款 特別の機関

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定

(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第七条に規定するものをいう。)の作成及び推進に關すること。

四十二丁六十三 (略)

(新設)

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第五款 特別の機関

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定

めるところにより内閣府に置かれる特別の機
関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に
掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律
（これらに基づく命令を含む。）の定めると
ころによる。

（表略）

（北方対策本部）

第四十一条（略）

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四
条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四
から第二十七号の六までに掲げる事務をつか
ちとする。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育
て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣
をもって充てる。

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て
本部の事務を統括する。

4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て
本部の所掌事務を遂行するために必要がある
と認めるときは、関係行政機関の長に対し、
資料の提出、意見の表明、説明その他必要な
協力を求め、又は意見を述べることができる

めるところにより内閣府に置かれる特別の機
関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に
掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律
（これらに基づく命令を含む。）の定めると
ころによる。

（表略）

（北方対策本部）

第四十一条（略）

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四
条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四
から第二十七号の六までに掲げる事務をつか
ちとする。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育
て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣
をもって充てる。

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て
本部の事務を統括する。

4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て
本部の所掌事務を遂行するために必要がある
と認めるときは、関係行政機関の長に対し、
資料の提出、意見の表明、説明その他必要な
協力を求め、又は意見を述べることができる

めるところにより内閣府に置かれる特別の機
関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に
掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律
（これらに基づく命令を含む。）の定めると
ころによる。

（表略）

（北方対策本部）

第四十一条（略）

（新設）

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副
本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育
て本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く
。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、
子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項
は、政令で定める。

(金融危機対応会議)

第四十二条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成
するため、第四条第一項各号に掲げる事務の
ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ
ている間、公務員庁設置法附則第二項に規定
する事務をつかさどる。

2~4 (略)

5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する
ため、第四条第三項及び前三項に規定する事
務のほか、それぞれ政令で定める日までの間
、次に掲げる事務をつかさどる。

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副
本部長を置く。

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育
て本部長の職務を助ける。

7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く
。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、
子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項
は、政令で定める。

(金融危機対応会議)

第四十二条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成
するため、第四条第一項各号に掲げる事務の
ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ
ている間、公務員庁設置法附則第二項に規定
する事務をつかさどる。

2~4 (略)

5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する
ため、第四条第三項及び前三項に規定する事
務のほか、それぞれ政令で定める日までの間
、次に掲げる事務をつかさどる。

(金融危機対応会議)

第四十二条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成
するため、第四条第一項各号に掲げる事務の
ほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれ
ている間、公務員庁設置法附則第二項に規定
する事務をつかさどる。

2~4 (略)

5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成する
ため、第四条第三項及び前三項に規定する事
務のほか、それぞれ政令で定める日までの間
、次に掲げる事務をつかさどる。

<p>一〇三 (略)</p> <p>四 (削る)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 (削る)</p>	<p>一〇三 (略)</p> <p>四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)附則第十条に規定する保育緊急確保事業に関すること。</p>
------------------------------	------------------------------	--

内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

<p>修正後の整備法</p>	<p>政府案</p>
<p>(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定) <u>第七十条</u> 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律 第 号)の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後であ る場合には、<u>第六十八条</u>中「附則第二条第五項」とあるのは、「附 則 第二条第四項」とする。</p>	<p>(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定) <u>第七十五条</u> 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律 第 号)の施行の日が附則第四号に掲げる規定の施行の日後であ る場合には、<u>第七十一条</u>中「附則第二条第五項」とあるのは、「附則 第二条第四項」とする。</p>

修正後整備法による改正	改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び</u><u>幼保連携型認定こども園</u>における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八～九十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、<u>高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び総合こども園</u>における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八～九十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、<u>高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u>における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八～九十七 （略）</p>

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

<p style="text-align: center;">修正後の整備法</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>第二十五条及び第七十三条の規定</u> 公布の日 二 <u>第六十七条の規定</u> 平成二十五年四月一日 三 <u>第十三条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定</u> 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 四 <u>第六十八条及び第七十条の規定</u> 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日 五 <u>第六十六条の規定</u> この法律の公布の日又は<u>独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布の日</u>のいずれか遅い日 六 <u>第三十五条の規定</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号) <u>附則第三号に掲げる規定の施行の日</u>又は<u>施行日</u>のいずれか遅い日
<p style="text-align: center;">政府案</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 <u>第二十八条及び第七十八条の規定</u> 公布の日 二 <u>第七十二条の規定</u> 平成二十五年四月一日 三 <u>第十六条中教育職員免許法附則に一項を加える改正規定</u> 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 四 <u>第七十三条及び第七十五条の規定</u> 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日 五 <u>第三十八条の規定</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第 号) <u>附則第三号に掲げる規定の施行の日</u>又は<u>施行日</u>のいずれか遅い日